

職業紹介サービスにおける違約金等に関する明示書面

株式会社二加屋 有料職業紹介事業許可番号：27-ユ-302491

所在地：〒545-0011 大阪市阿倍野区昭和町 2-2-9

当社が提供する有料職業紹介サービスの利用に関連して求人者が負担する違約金等について、以下のとおり明示いたします。

1. 違約金が発生する条件

当社が求人者に紹介した求職者について、**紹介日から1年以内**に、求人者が当社を介さず、当該求職者を直接または第三者を介して採用した場合、違約金が発生します。

これには、当社を通じた選考において不採用または採用辞退となった後に、求人者が当該求職者と直接連絡を取り採用した場合、その他当社を介さず雇用契約を締結した場合を含みます。

2. 違約金の額

違約金は、当該求職者の理論年収の30%とします。

違約金 = 当該求職者の理論年収 × 30%

理論年収については、当該求職者を採用した際の労働条件に基づき算定するものとします。

3. 適用期間

本違約金規定の適用期間は、**当社が当該求職者を求人者に紹介した日から1年間**とします。

紹介日から1年を経過した後の採用については、本違約金規定を適用しません。

4. 職業紹介契約の解除方法

求人者は、書面または電子メールにより当社へ申し出ることにより、職業紹介サービスに関する契約の解除を申し出ることができます。

具体的な解除条件については、求人者と当社との協議および職業紹介に関する契約内容に基づき取り扱います。

なお、**職業紹介契約を解除した場合であっても、当社が求職者を紹介した日から1年間は、本書に定める違約金規定を適用します。**

5. その他

本書に定める違約金は、当社が紹介した求職者について、当社を介さず採用することにより発生するものです。

通常の職業紹介により当社を通じて採用した場合に発生する紹介手数料については、本書に定める違約金には該当しません。